平成２７年（フ）第３５１号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目20番28号　パルコールつるせ101、前住所埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目１番４－103号
債務者　小俣　充子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０８５号
札幌市北区新琴似９条５丁目２番44号　作田テラスハウスＤ号
債務者　佐藤真智子（旧姓佐用）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
岩手県奥州市水沢区字南大鐘99番地７、旧住所仙台市泉区加茂２丁目82番地の２　県営加茂住宅２棟２－302
債務者　千葉　誠司
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢区台町６番17号　ハイツ英恵Ａ棟　15号室
債務者　原田　福子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４２号
山形県酒田市上安町２丁目15番地の３　フロンティア１Ｂ号
債務者　佐藤　志津
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２０６号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目４番19号　ビューハイツ森山101号
債務者　安藤　　登
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８３号
埼玉県比企郡川島町大字中山1115番地６　レジデンス川島Ｂ103号室
債務者　富樫　宏一
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８４号
埼玉県狭山市大字北入曽866番地　ハンティングヒル206
債務者　傳田　武文
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０７号
埼玉県川越市三久保町20番地１（ドミール筋野201号室）
債務者　矢口　絢香（旧姓郭）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２８号
埼玉県坂戸市大字欠ノ上70番地、前住所東京都足立区千住東１丁目13番10号ハイツカワシマ402
債務者　小島　明子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０号
京都府京丹後市網野町網野455番地の10
債務者　山末八代子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第４７２号
大阪府河内長野市北青葉台25番14号
債務者　嶋野　千里
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
堺市北区蔵前町３丁２番63号
債務者　酒井由美子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５０号
堺市堺区熊野町東４丁１番７号　大小路マンション26号
債務者　岸下　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
盛岡市紅葉が丘18番24号
債務者　吉田　正浩
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２２４号
盛岡市下米内字一本松23番地81、旧住所盛岡市紅葉が丘18番24号
債務者　赤澤　和枝（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８９号
群馬県太田市鳥山下町639番地55
債務者　新井　貴文
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
前橋地方裁判所太田支部